

**○教育長(銘苅 健)**

皆さんおはようございます。

これより、令和 7 年度の第 4 回教育委員会臨時会を始めます。

会議の成立について事務局報告をお願いします。

**○教育総務課庶務係長(津覇 大輔)**

はい、報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項により、5 名中 4 名が出席しておりますので、本臨時会が成立していることをご報告いたします。

**○教育長(銘苅 健)**

はい、本臨時会は成立しています。

それでは会議順に従って進めて参ります。

初めに、会議録の承認を行います。

本日は 4 件あります。

1 月 9 日開催の第 10 回定例会、1 月 30 日開催の第 11 回定例会、2 月 16 日開催の第 2 回臨時会、そして 2 月 25 日開催の第 12 回定例会の、4 件の会議録承認を行います。事前に資料を配布しておりますので、目を通されたと思いますが、委員の皆さんよろしければ、承認をいただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

**○教育委員**

はい。

**○教育長(銘苅 健)**

ありがとうございます。

それでは後程、署名をお願いします。

続いて本日の会議録署名人の指名をいたします。

大兼奈月委員と下地イツ子委員、お 2 人をお願いします。

**○教育委員**

はい。

**○教育長(銘苅 健)**

本日の会議は議事 7 件となっています。

議案第 54 号、そして報告第 27 号については、人事案件になりますので、秘密会扱いとしたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

**○教育委員**

はい。

**○教育長(銘苅 健)**

はい、ありがとうございます。

それではそのように進めてまいります。

議案第 54 号、報告第 27 号については、浦添市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、秘密会といたします。

議事の進行につきましては、議事日程のとおり進めてまいります。

それでは議事に移ります。

事務局は資料の配付をお願いいたします。

議案第 54 号について行います。

秘密会となりますので本案件についての関係職員以外は退出してください。

議案第 54 号「臨時代理したことを報告し、承認を求めることについて」提案理由をお願いいたします。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苺 健)

はいありがとうございます。

議案第 54 号は承認されました。

資料の回収並びに入室関係をお願いいたします。

それでは、秘密会を解きます。

続きまして、議案第 55 号「浦添市教育委員会職員職名に関する規則の一部を改正する規則」について、提案理由をお願いいたします。

野村部長。

○教育部長(野村 美抄代)

議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 55 号「浦添市教育委員会職員職名に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

教育委員会職員の補職名を追加することに伴い、浦添市教育委員会職員職名に関する規則の一部を改正する必要がある、このことが、今回規則案を提出する理由でございます。

詳細につきましては教育総務課長にて行います。

○教育長(銘苺 健)

はい、大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

議案書 5 ページの新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表、右側の改正後(案)にて説明いたします。

別表の中段部分にあります事務職員の補職名に、所長補佐を追加します。

また、表下段の技術職員の補職名に、課長補佐を追加する改正となります。

改正の主な理由についてご説明いたします。

令和 6 年 4 月 1 日から新たな職として課長補佐が設置されていましたが、課長補佐の役割に該当する職員が、調理場に配置される場合、また技術職員が当該職に、該当する場合の補職名が現行の規則では規定されていなかったため、事務職員の補職名に所長補佐を、技術職員の補職名に課長補佐を追加するためであります。

なお、所長補佐と課長補佐は、課長級と係長職の中間職とし、課長を補佐し、課内の職員への助言・育成を行い、その知識経験に基づき、業務を行うことを想定しております。

令和 6 年度に新たにこの職が設置されて以降、教育委員会には該当する職員は配置されておきませんが、設置が必要となった際に、迅速に対応できるよう今回改正を行うものとしております。

今回の改正の施行日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日となります。

説明は以上になります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長(銘苺 健)

はいありがとうございます。

ただいま、議案第 55 号について説明がありました。

委員の皆さんから質問等があればお願いいたします。

○教育委員(宮城 靖)

はい。

○教育長(銘苺 健)

宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

技術職員の課長補佐挿入は理解できますが、事務職員の所長補佐という役割というのは、二つ後ろに副所長というものがありますよね。

その兼合いということはできないのですか。

○教育長(銘苺 健)

大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

休憩お願いしていいですか。

○教育長(銘苺 健)

休憩します。

再開します。

それじゃあ今の件について何かご質問があれば。

○教育委員(宮城 靖)

すいません。もう一度確認を。

○教育長(銘苺 健)

はい、宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

その事務職員の副所長と、新しく加えられる所長補佐の違いについて、説明をお願いします。

○教育長(銘苺 健)

はい、大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

この所長補佐はですね、特命事項等ですね。

現在、調理場の方は今いないので、所長以下副所長で対応している課題についても、所長補佐が入ることで、その課題を特命でこの人にやってもらう形をとれるということで、将来的に、委員会が必要となった時に、そういう職があれば、その対応が可能だと。

その人にお願いすることが可能だということで、逆に言うと、調理場はその職が入った方が助かる部分もあるので、今回ここで改正という形を取っています。

○教育長(銘苺 健)

はい、よろしいでしょうか。

○教育委員(宮城 靖)

はい、ありがとうございます。

○教育長(銘苺 健)

他に質問ありますか。

○教育委員(下地 イツ子)

はい。

○教育長(銘苺 健)

下地委員どうぞ。

○教育委員(下地 イツ子)

関連して、今のご説明からすると、この所長補佐という役目を今回置くけれども、必ずしもこれが、毎年そこに置かなければいけないというわけではなく、そういうポストを置いておいて、必要とあらばそれを活用するというところで、理解してよろしいでしょうか。

○教育長(銘苺 健)

はい、大城課長

○教育総務課長(大城 博郎)

その理解でよろしいかと思えます。

○教育委員(下地 イツ子)

はい、ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

それでは、議案第 55 号について、原案の通り承認してよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

議案第 55 号は承認されました。

続きまして、議案第 56 号「浦添市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則」について、提案理由の説明をお願いいたします。

野村部長。

○教育部長(野村 美抄代)

議案書 9 ページをご覧ください。

議案第 56 号「浦添市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

令和 8 年度から新たな係が設置されること、及び教育委員会内の事務分掌の見直し等に伴い、浦添市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する必要があります。

これがこの規則案を提出する理由でございます。

詳細につきましては教育総務課長より行います。

○教育長(銘苅 健)

はい、大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

議案書 15 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 3 条の表の部分になりますが、学校教育課の指導係の次に、教職員係を追加する改正となっております。

この改正につきましては、令和 8 年度実施の組織機構改革で、学校教育課に教職員係を設置することが注記されたことに伴う改正となっております。

続きまして、次の 16 ページの上段になります。

表の部分ですが、浦添市立学校給食共同調理場と規定されていた部分から、共同の字句を削除する改正となります。

調理場の正式名称は浦添市立学校給食調理場ですが、共同の字句が入った誤った表記となっていましたので、それを修正する改正となります。

次に同じページの第 8 条、第 9 条の改正につきましては、この一つ前の議案第 55 号でも説明いたしました件と同様の内容で、教育委員会の職及び職務に、所長補佐を新たに追加する改正となります。

さらに続きませんが、こちらからは、各課の事務分掌を定めている別表の改正となります。

議案書の 18 ページをお開きください。

社会教育推進課の事務分掌となりますが、現行の運用に合わせた字句の整理や重複している内容の整理を行うための改正となっております。

新たな事業の実施や廃止を伴うものではございません。

次に 19 ページですが、学校教育課の事務分掌に新たに業務量管理、健康確保措置実施計画に関する内容を追加する内容となっております。

最後に、議案書 21 ページ、こども青少年課の事務分掌の改正となります。

こちらも重複した規定内容の見直しなど、字句の整理をするための改正となります。

今回の改正の施行日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日となります。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

ただいま議案第 56 号について説明がありました。

その説明に対して委員の皆さんからまた質疑があればお願ひいたします。

○教育委員(宮城 靖)

はい。

○教育長(銘苅 健)

宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

今の説明で大まかに理解はしました。

社会教育推進課の、現行 11 項目から 8 項目に、スリム化されているという部分について、5 項、6 項、社会教育施設の建設計画、設置、廃止、及び管理に関することや、社会教育施設の運営指導及び連携に関することというものは、新しく 8 項目になったものに組み込まれているという考え方でよろしいですか。

それとも建設の部分については、ここではないという形なのですか。

○教育総務課長(大城 博郎)

休憩お願ひします。

○教育長(銘苅 健)

休憩します。

再開します。

それではただいまの説明に質問があれば委員の皆さんお願ひします。

○教育委員(宮城 靖)

はい。

○教育長(銘苅 健)

はい、宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

今の大城課長の説明の中で、大まかに理解することができましたけれども、現行の規則と、新しい規則で、項目が減った部分があるのですよ。

例えば、社会教育推進課の事業の中で、5 項、6 項、9 項、これは社会教育施設の建設計画等々について、それから、社会教育施設の指導、運営指導に関するものについて、生涯学習の推進に関する事についてという部分は、なくなったからやらないってことでは困ると思うのですよ。

ですから、新しく規則が出て少なくなりました。

その部分をどこで補っているのかというところを説明していただけたらありがたいです。

○教育長(銘苅 健)

はい、高原課長どうぞ。

○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)

ご説明いたします。

旧事務分掌の 5 番目ですね、社会教育施設の建設計画、設置、配置及び管理に関することというのは、新しいものの 1 番目の、社会教育の普及、推進及び総合調整に関することということで、包含しているということで減っております。

6 番の社会教育施設の運営指導及び連携に関することという部分なのですが、こちらは社会教育施設という範囲がちょっと広がったものですから、社会教育推進課の所管である公民館、図書館というところを、運営指導していくということで、社会教育事業の実施に関することに包含されております。

新しい 5 番のですね。

9 番の生涯学習の推進に関することというのは、社会教育の中に生涯学習も含まれておりますので、その他、8 番のその他社会教育に関することというところに包含されるというふうに考えております。

以上でございます。

○教育委員(宮城 靖)

どうもありがとうございました。

それに加えて、こども青少年課の中でも、2 項の青少年の教育に関することという部分について削られていますけれども、それは各項目を見ていくと、教育、いろんな事業の中で、健全育成の中では教育をしているという部分の考え方なので削ったということで、理解してよろしいでしょうか。

○教育長(銘苺 健)

はい、大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

その理解でよろしいかと思えます。

○教育委員(宮城 靖)

ありがとうございました。

○教育長(銘苺 健)

はい、よろしいですか。

それでは今の件に関して、委員の皆さん他にご質問ありますか。大丈夫ですか。

それでは、議案第 56 号について承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

それでは議案第 56 号について、原案の通り承認いたします。

続きまして議案第 57 号「未来へ翔たく太陽っ子育成事業補助金交付規程の一部を改正する訓令」についての提案理由の説明をお願いします。

指導部長。

○指導部長(内田 篤)

議案書 36 ページをご覧ください。

議案第 57 号「未来へ翔たく太陽っ子育成事業補助金交付規程の一部を改正する訓令」についてご説明申し上げます。

令和 8 年度から補助対象を拡大することに伴い、未来へ翔たく太陽っ子育成事業補助金交付規程の一部を改正する必要がある。

以上が提案理由でございます。  
詳細は学校教育課長が説明いたします。

○教育長(銘苅 健)

新里課長。

○学校教育課長(新里 優子)

それでは議案書 38 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 2 条では、県外派遣費の補助対象を規定しておりますが、第 1 号では、運動競技での派遣対象を規定し、そのうちカタカナのアでは、中体連が主催し推薦するものを、カタカナのイでは、県スポーツ協会その他スポーツ団体が推薦するものを規定しております。

今回の改正では、イのうち、これまでは団体競技について、県大会において、優勝もしくは準優勝、または 1 位若しくは 2 位の成績を収めたものとしていたところ、3 位までを対象とするよう改正を行うものでございます。

これにより、個人団体とも 3 位までが補助対象となり、参加競技による偏りがなくなり、不公平感を解消するとともに、対象枠の拡充による保護者の経済的負担軽減及びより多くの児童生徒の成長の機会の支援に繋がるものと考えております。

以上でございます。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

ただいま議案第 57 号の説明がございました。

委員の皆さん、何かこの件に関しての質問等があればお願いします。

○教育委員(宮城 靖)

はい。

○教育長(銘苅 健)

はい、宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

質問ではありませんが、大変ありがたいなという思いがあります。

あっちこっちで、レジの横に募金、何々大会に参加します、募金お願いしますというものをよく目にします。

県外に出る場合に航空運賃や交通費、それから宿泊費等々、非常にこれも生活費と同じように高騰していて、1.5 倍ぐらい金額が上がっているというところからすると、3 位のチームになったけど九州大会に出ますよというところは、全く補助も出ないまま、さらに 1.5 倍になったものを出していると。

子供が優秀になればなるほど家は貧乏になっていくというものが、どの競技でもあります。そこで一つ、3 位までという門を開いたというところについては、非常にありがたいなというふうなことを感じています。

ぜひ、もっともっと増やしていただければと思います。

ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

はいありがとうございます。

他にございますか。

今回は団体も 3 位までは、派遣に該当するというので、改正したということですね。

それでは、議案第 57 号を原案の通り承認してよろしいですか。

○教育委員

はい。

**○教育長(銘苅 健)**

はい、ありがとうございます。

議案第 57 号は承認されました。

それでは続いて、議案第 58 号「浦添市学校給食費保護者支援補助金交付規程の一部を改正する告示」についての提案理由の説明をお願いします。

内田部長。

**○指導部長(内田 篤)**

議案書 46 ページをご覧ください。

議案第 58 号「浦添市学校給食費保護者支援補助金交付規程の一部を改正する告示」についてご説明申し上げます。

補助額の見直しを図るため、浦添市学校給食費保護者支援補助金交付規程の一部を改正する必要がある、以上がこの告示案を提出する理由でございます。

詳細は調理場所長がご説明いたします。

**○教育長(銘苅 健)**

はい、金城所長。

**○調理場所長(金城 京子)**

議案書 49 ページをお願いいたします。

初めに現行規定の第 3 条、補助対象者をご覧ください。

本交付規定の対象者は市立小学校に在籍する児童の保護者です。

そのうち、生活保護法第 13 条に規定する教育扶助の支援を受けている者、浦添市就学援助規則に規定する学校給食費の支給を受けている者、浦添市学校給食費給付金交付規定で、学校給食費の補助を受けている者については対象外となっております。

戻りまして議案書 48 ページをお願いいたします。

それでは改正について新旧対照表にてご説明いたします。

第 4 条、補助額の見直しによる改正で、「補助率は別表のとおり」を、ひと月あたり 5,200 円を上限に改め、別表を削除するものです。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日となっております。

当該交付金につきましては、財源につきまして、国が学校給食費の抜本的負担軽減を図るため、保護者負担となっている学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施される、(仮称)市町村給食費負担軽減交付金の活用を予定しております。

あわせて別表に記載があります特別支援学級等につきましては、公立小学校の特別支援学級に在籍する児童であって、特別支援教育就学奨励費補助金を受給している児童については、令和 8 年度から、本事業を適用することとして、国からの説明がありましたので、今回削除してございます。

以上でございます。

**○教育長(銘苅 健)**

はい、ありがとうございます。

委員の皆さん何かご質問ありますか。

つまり、簡単に言うとすべてのこどもが 5,200 円を上限として、国からの補助をもらうということです。

今まで、要保護・準要保護があっても、あれは別会計だったものが、別会計というか、出すところが違っていたのだけでも、そこが全部もう国の方から出るので、一律になりますよってという意味。

金城所長。

○調理場所長(金城 京子)

今回は、当該国の交付金につきましては、生活保護を受給している児童については対象外となっております。

○教育長(銘苅 健)

生活保護は対象外。

○調理場所長(金城 京子)

それは国の方から、別の事業で手当されることからその分は対象外となっております。就学援助につきましては、本市においては給食費について、就学援助の中で、学校給食費を受給しているお子さんっていうものは、一旦調理場の方から、学校教育課の方に確認をして、受給していないということを確認した上で、当該交付金を活用する予定となっております。

まだ国と県から最終的な要項の方が示されておられません。説明の中では、まずは、この国の交付金から先に適用してくれという説明がありましたので、今回、別表の方は削除させていただきました。

○教育長(銘苅 健)

わかりました、ありがとうございます。

○調理場所長(金城 京子)

あと、給付金に関しましても、一旦こちらの方で、5,200円を手当して、次年度につきましては物価高騰の事業を活用させていただきますので、給付金を1年間事業休止の予定ですから、公立の小学生につきましては、こちらの交付金と物価高騰の予算を使って、無償という形になります。

○教育長(銘苅 健)

はいありがとうございます。

他に委員の皆さんご質問は無いですか。

よろしいでしょうか。

大丈夫ですか。

それでは、議案第58号について、原案の通り承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

議案第58号は承認されました。

続いて、議案第59号「教育長の営利企業等の従事について」となります。

こちらについてですが、本事案は私が当該者となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、当事者は議事に参与することができませんので、教育長職務代理者へ議事の進行をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○教育委員

はい

○教育長(銘苅 健)

では、下地委員よろしくお願ひします。

○教育長職務代理者(下地 イツ子)

はい、それでは私の方で議事を進めさせていただきます。

ただ今教育長から当事者は議事に参与することができなにご説明がありましたが、同法第 14 条第 6 項のただし書きの規定により、「教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる」とあります。委員の皆さまにお諮りいたします。銘苅教育長にこのままご出席いただいてもよろしいでしょうか。

**○教育委員**

はい。

**○教育長職務代理人(下地 イツ子)**

それでは、そのまま会議を続けさせていただきます。

議案第 59 号「教育長の営利企業等の従事について」提案理由の説明をお願いします。  
野村部長。

**○教育部長(野村 美抄代)**

それでは議案書 61 ページをご覧ください。

議案第 59 号「教育長の営利企業等の従事について」でございます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 7 項の規定に基づき、教育長の営利企業等の従事について、教育委員会の許可を受ける必要があるためでございます。

詳細につきましては、61 ページ以降をご確認ください。

以上でございます。

**○教育長職務代理人(下地 イツ子)**

ありがとうございます。

詳細についてはお手元の資料の 62 ページ、63 ページ、64 ページ、3 枚に渡って記載されております。

ご確認いただき、ご意見やご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。

私の方から補足といいますか、これは県の市町村教育委員会連合会の中で、今年度の初めですね、令和 8 年度の大会において浦添市の銘苅教育長に、講話をしていただくという提案がなされて、那覇地区から提案がございまして、承認いただいて、各市町村教育委員会の皆さん大いに期待をしているところでございます。

もうすぐの、5 月の 1 日になりますが、銘苅教育長においては、私たちの浦添市を代表して、那覇地区を代表してというところで、がんばっていただきたいと思っております。

特にご意見ご質問ないようでしたら、ご承認いただいてよろしいでしょうか。

**○教育委員**

はい。

**○教育長職務代理人(下地 イツ子)**

はい、ありがとうございます。

それでは、議案第 59 号「教育長の営利企業等の従事について」は教育委員会として承認するものとします。

議案第 59 号について審議を終えましたので、議事進行について教育長へお返ししたいと思います。

**○教育長(銘苅 健)**

はい、下地委員ありがとうございます。

皆様もありがとうございます。

それでは、次に報告第 27 号について行いますが、ここは秘密会扱いとなりますので、関係者の入れ替えをお願いいたします。

あわせて資料の配付をお願いいたします。

それでは報告第 27 号「専決事項の報告について(県費負担教職員)」について報告をお願いいたします。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苅 健)

はいありがとうございます。

それでは秘密会は以上で終わりです。

資料回収、また関係職員の入室、入れ替えをお願いいたします。

お諮りします。

本臨時会で議決された件に係る字句、数字、その他の整理を要するものについては、教育長に委任することとしてよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ご異議なしと認めます。

よって、字句、数字、その他の整理を要するものは、教育長に委任することに決定いたしました。

それでは、以上をもちまして、令和 7 年度第 4 回教育委員会の臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。